

日本経済思想史 第2回

2004年度冬学期

武田晴人

‡:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

2 日本人の企業観

はじめに

前回の講義で出された問題

- なぜ日本人は、企業に対する所有権の制限を受け入れたか。
- その理由は、伝統的に弱い「所有」の観念にあるのではないか。それはなぜか。

- 企業を財やサービスの提供(生産)を行う機能的な組織とみなすと、そうした財やサービスは、新しい分野の登場によって横に広がりを見せるとはいつても、元々あった機能がその社会から失われることは、まれであろう。
- もちろん、飛脚から郵便へというような、あるいは駕籠から鉄道へ、自動車へと移り変わるように、人や荷物の移動とか、情報の伝達とかの機能に着目したときには、その具体的なあり方が大きく変わることもあり、そのために、その担い手も大きく交替することは当然あり得る。
- しかし、そうした決定的な基礎技術の転換がなくても、提供者の企業が変わることが当然であるというのは、果たして、正当な歴史の理解だろうか。

企業の形態・継続性と企業の基本機能

●例 鉄道の歴史

私有鉄道や国鉄、そして現在のJRのように企業の形態は変わっても、サービスは提供され続ける。その担い手の交替がなぜ生じるのかは、それなりに説明を要するものであろうが、継続される企業の「基本機能」という視点から見ると、出資者の変更や会社形態の変更は、それほど重要な問題とはならない。

提供される財やサービスは、技術的な合理性を追求しながら、産業企業間の連携の下に生産され続けていることには変わりがない。

- 現在の企業論の最大の問題点は、その意味では、そうした企業の経済社会での基本機能について問いかけることなく、それを資金の投下先、あるいは資本の増殖のための機関としてしか見ないような枠組みの中で論じていることにある。
- そして、そうした改めてとらわれない目で、歴史の中の企業を振り返ってみると、「家業」と呼ばれた時代から、企業活動が目的としたことの一つに、家族の維持があり、それが出資に対するリターンという観念に拡張されてきた歴史と、そのために、家族の維持という目的を重視するとき、企業の永続性にこだわる考え方が広く共有されていたことを見ることができる。

2-1 企業の「不倒産神話」

- なぜ「不倒産しない」という「神話」が生まれたのか。
- 金融機関の「不倒産」を日本人が信じるような環境が成立したのはそんなに昔のことではない。
- もう少し問題を広い視野で考えていくために、次のような問いを考えてみよう。それは、「多くの日本人は、金融機関は破産して店を閉じることはないが、それ以外の産業企業は破綻のリスクを常に背負っていると考えていたのか」というものである。
- 実際には、日本企業の近代史は累々と続く破綻企業の屍のうえに築きあげられている。
- そうした歴史を日本人は忘れてしまったわけではない。

2-2 近世商人の伝統

- 近代的な企業制度が西欧から紹介される以前から、日本では商人たちの事業活動のなかで、その事業をいかに継続性のあるものとするかという工夫が積み重ねられてきた。
- 倒産の危険は、主人のぜいたく・無駄遣い、奉公人の不始末、取引先の破綻、リスクの高い新事業への投資などさまざま場合に発生した。幕府・諸藩の権力が絶対的であった時代には、権力者によって理不尽につぶされることもあったが、それを別にしても、彼らの周りには倒産の危険があふれていた。それだけにこの危険から家業を守ることが必要であった。

三井の大元方制度と「宗竺遺書」

- 財閥三井の起源は、17世紀にさかのぼる。伊勢松阪出身の商人三井八郎兵衛高利が、江戸本町一丁目に「越後屋八郎右衛門」を屋号とする呉服店を、同時に京都に呉服の仕入店を、1673年に開業したのが始まりとされる。
- 「大元方」という本部組織が同族の共同出資の形態で作られた。
- これを「末代まで維持する」ための工夫が明確化
- 創業者高利の後継者であった高平が1722年に制定した「宗竺遺書」

「元方」というのは、経営本部という意味の普通名詞として、近世期の京都商人などで使われていた
(安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用』晃洋書房 1998年)

Haruhito Takeda

「宗竺遺書」の内容

- 「宗竺遺書」は、同族を構成する三井の本家六軒と連家三軒の持分の規定、同族各家の相続についての規定、大元方の運営の仕方や親分・頭領役・元メなどの役割分担についての規定、さらに同族の生活費についての規定など。

- 基本的な理念として、「家業を相続し、今後ともいっそう繁昌させること」を同族に要請。

- 「新法商禁制之事」を定め、大名貸しや投機的な取引、さらには新事業への進出を禁じ、「子孫は12、3歳で家業に見習いに入らせること」なども求めていた。

つまり、いたずらに新規の商売に手を出すことなく、高利・高平の二代にわたって築き上げた家業の範囲を守り、これを発展させることを後継者たちに求めた。

- 宮本又郎氏によると、その重要なポイントは、
 - ①大元方財産の持分権が六本家、三連家に限定されたことと、
 - ②各家の相続が単独相続とされたことであったが、さらに重要なことは、
 - ③各家が持分権に相当する財産を分割請求したり、処分することが永久にわたって認められないとされたことである。

つまり、各家は持分権という形での所有権は有するものの、その権益は共同財産から得られる収益の分配に預かることに限定され、**財産処分権は排除された。**

家業に対する同族の所有権に関してきわめて重要な制限が付されていたのである。

三井家の「出資の形態」

- 大元方に集中されている家産を九つの家が持ち分に従って共同で所有する
- 持ち分の比率は、筆頭の八郎右衛門高房（総領家の三代目）が二八%強、以下一〇%以上が五家など、かなり均等に同族間に財産を分割する。

ただし、多数の同族に対して形式的に事業を分割所有させる一方で、各家に対しては長子相続を原則とし、その資産の分割を認めなかった。

なぜ、持ち分の処分権を認めないのか

- 「たわけ者」の語源が「田を分ける」にあるとの説
- 各家の持ち分とは「持分権に相当する財産を分割請求したり、処分することが永久にわたって認められない」ものであった。このように各家は、「共同財産から得られる収益の分配に預かる」だけで、財産処分権を持たなかった。

「所有権」の特殊な性格

西欧近代社会で成立してくる

所有権の原則と差異

- 三井家では事業の実質的な所有権が制限されていた。
- 宗竺遺書では、当代の当主たちは、先祖から継承した事業を、一時的に預かり、同族が協力して管理し、増殖させて、子々孫々に伝えることを義務づけていた。

養子縁組という考え方の基盤

伝統的な商家でしばしば養子が迎えられることもこのような考え方と同一線上にある。

- 末永國紀氏の研究による、近江商人の山中家の例
- 白石孝氏によると、「横山町問屋街」では、その町における江戸時代からの老舗九軒の大部分が養子で、しかも、中村庄八店では家憲により「男子相続罷りならぬ」とされてきた例が紹介されている

「総有制」の下での事業の永続性

- 三井家などに見られる財産処分権を認めない特殊なあり方を、通常の所有権とは異なるものとして「総有」と呼ぶことが経済史・経営史の学会では通説となっている。



- この見解は、財閥経営史や近世商人史の研究に詳しい安岡重明氏が提唱しているもの。

『画報近代百年史. 第2集 1863-1868』
p.123 国際文化情報社 1951年

「総有制」の概念

- 安岡氏の紹介によると(安岡重明『財閥経営の歴史的研究』岩波書店、1998年)、「ゲルマンの村落共同体は、村民がその個たる地位を失わずにそのまま全一体として結合した団体であり、実在的総合人(Gensossenschaft)だといわれる。そのため村落団体の所有管理機能は、村落そのものに帰属し、村落共同体を規律する社会規範によって規律され、収益権能だけが村落の各住民に分属した。総有における共同所有者の権利は、たんなる収益権であって、近代法における所有権ではない」という。
- 日本の慣行のなかでは、入会地に対する共同所有にみられるような「持分に応じた用益権だけでその処分権のない共同所有」。

家業の永続性の重視

- 安岡氏は、江戸時代の大商家の財産（貨幣財産、土地、家屋、のれん料など）に対する商家家族員の権利は、この「総有」と同様の性格を持っており、「事業の成功によって家業が大きくなり、代々相続されてくるようになると、これらの財産は戸主個人のものではなくなり、家族員全員の総有の形態となった」と書いている。
- つまり、**家業の永続性を重視**することは、家業とその基礎となっている家の資産を、それを私有する個々人とは切り離された別個の機関＝事業組織に帰属させ、それ自体継続的に運営され続けるものとして見なす考え方に結実する。大元方制度は、その一つのあり方であった。「事業（家業）は永遠である」といえることが理想的な姿であった。

従って、大元方制度は、出資者とは別の「主体」をたとえ架空のものとしてでも想定することになる。

ちょうど安岡氏の言うゲルマン社会で村落共同体が所有の主体となる「実在的総合人」と見なされるのと同じように、事業の所有権は同族が一体となった組織が掌握している。

現代の社会でも「会社」は、経営者や株主とは別の経済主体として存在しているのかどうかは議論があるが、株主や経営者が、あるいは従業員が時間とともに入れ替わっても、「会社」は永続的に事業を営み続ける主体、「法人」として独自の存在と認められる。岡山県の地主西服部家の「大本家制度」にも典型的に示されている。

利益配分の制限と専門経営者の登用

● 「大元方制度」の工夫

- ①利益の再投資を最優先とする利益分配の方法、
- ②専門的な経営者の登用

資料 1

- 元々は家の守りの第一の役人に候、主人に失ある時はいさめを入れ、下に非あれば異見し、上下相調ひ候て家相治り候心掛け専要に候

(安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用』晃洋書房 1998年 p.59)

- 手代を見立てること専要に候。少なき失をあげて大きな益を捨る事なかれ。少しの益を取りて大きな失を求める事あり。家来の良きも悪しきも、又主人たる者の心なり。昔より大將軍にはよき家臣あり。悪しき主にはあしき家来あり。これ上のくらきと明らかなるとの違ひなり。家業にくらき主はその手代の働きをしらず、下によき者ありても用いる事ない。いたづらに差し置けば、その者は主のくらきをうらみ退く心出来る者なり。・・・商に是を限りといふ事なく、よく働けば繁昌す。工面あしければ商減少す。然らば功ある者をよく取立て立身申付くる時は自らほかのあしきも者もよくなる道理なり。実をもつて人を使えば、人また実をもつて従ふ。

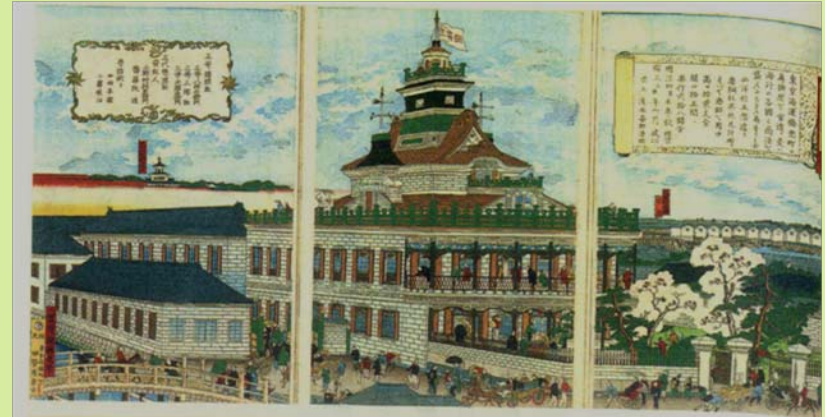
(安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用』晃洋書房 1998年 p.87)

Haruhito Takeda

奉公人主導の進展

● 三野村利左衛門による改革

1874年8月、「大元方改正条目」を改正。



三井組ハウス(のちの第一国立銀行) 三野村利左衛門が1872(明治5)年に東京・兜町(海運橋)に和洋折衷5階建ての三井組ハウスを設立した。建物の設計施工は築地ホテル館を手がけた清水喜助。高さ36メートル、間口27メートル、奥行51メートルの周囲を圧する建造物だった。73年、第一国立銀行が誕生すると建物をそれへ譲り、三井は駿河町三井組ハウスに移転した。(上・三井文庫蔵、下・渋沢史料館蔵)

引用元:『日本の近代 11 企業家たちの挑戦』p.91 中央公論新社 1999年
 (上段図版:「東京銘所海運橋五階造真図」三井文庫
 下段図版:「第一国立銀行」渋沢史料館)



三野村利左衛門 (三野村清一郎『三野村利左衛門伝』1969年、より)

武田晴人『財閥の時代』p.12 新曜社 1995年

Haruhito Takeda

改正の趣旨

大元方は三井一家の大基礎にして、先祖より護られた身代を預り、これを保護する重大な役場にして、もとより三井同苗だけの所有ではない。老分の同苗・重役・手代の者はこの役場を守る役人である。ゆえに大元方より申渡す規則は先祖より現世への直命と心得て、主従共いささかも違反してはならない。しかして大元方および各店を繁栄せしめるのは、同苗たちの勉勵、総手代の同心協力にある。

- この改正の眼目は、総有制の原則に大きく変化を迫るもの、つまり奉公人たちが自らの地位の向上を宣言した。

←実態としての経営者主権

3 財閥の総有制

- 近世的な商人の伝統は、明治期にはいって成長を見せた寄生地主などの資産家などにも広がりを見せた。
- 近代化を制度的に支える西欧型の法制度の導入にもかかわらず、その独自の事業観は、私的な所有権を実質的に制限し、出資者・所有者と事業との関係に西欧的なものとは異なる特徴を付与させていた。

三井家憲と総有制

- 三井物産、三井銀行、三井鉱山などの新しい事業を基盤に発展を始めた三井の事業をどのような組織のもとで管理運営するかが、明治の半ばごろ、1890年代から1900年代にかけて模索される。
- 結果的には、三井家の事業は、近世期の大元方に代わる三井合名会社のもとで集中的に管理運営されており、三井の同族はそこからの利益を享受するという構造は変わらなかった。
- これらの点を明示的に定めたものが三井の家憲であった。

三井家憲 (1) 基本財産

- 家憲は、同族の基本的な財産として「営業財産」を定め、これを出資している同族に対して、家憲の第九条において、「同族ハ祖宗ノ遺訓ヲ体シ、常ニ兄弟ノ情誼ヲ以テ交ハリ、同心協力、益其遺業ヲ隆盛ナラシメ、且各家ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコトニ勉ムヘシ」と定めていた。

つまり、事業の永続性を重視し、先祖伝来の事業の発展を第一義的な義務としていた。

三井家憲 (2) 同族の位置

- その一方で、政党に加入したりして政治活動をする事、負債を負う事、債務の保証をすることが禁止され、また、同族会の許可なく、勝手に商工業を営業したり、株主になったり、三井各営業店以外の会社等の役員となること、公務に就くことなども禁止された。こうして同族の事業活動は厳格に三井同族会、三井合名の管理運営する事業の範囲内に限定された。

三井家憲 (3) 利益の分配

- さらに、利益金処分についても、一九〇〇年の家憲制定時に、同族は各営業店の配当利益金から各営業店の重役賞与や同族会の諸経費などを控除した残額の三分の一以上を同族予備積立金にあて、残りを同族に分配することになった。
- しかもこの配分の規定は、その直後の組織改革のなかで新設された特別営業積立金、臨時営業準備金などによって、内部留保を分厚くする方向に改正されていた。それは、急成長する家業のために必要な資金を確保するための改正であった。

家憲に基づく利益分配の実態

- 三井合名傘下の三営業店の純益金と納付金、社員配当金（同族への配分利益額）を対比すると、

1900-01年 純益金564万円、納付金246万円、配当金160万円

07-08年 1718 、 798万円、 315万円

納付金の比率 44%から46%とほぼ同一

配当比率は、 28%から19%弱に低下

しかも、現実の各家への分配額は、純益金・配当金額に係わらず36万円を原資金として、さらに各家の準備積立金等を控除することが求められており、各家の歳費として認められたのは、同族全体で24万円に過ぎなかったのである。

（橋本寿朗・武田晴人 『日本経済の発展と企業集団』 東京大学出版会 1992年）

専門経営者の役割

- 専門的な経営者の登用・抜擢の考え方も、三井家事業創業以来の考え方が財閥時代の三井にまで継承された。
 - 通常の株主であれば、その経営に不満があれば、株式を売却するか、株主として経営に介入するかの二つの道が開かれている。
 - これに比べると、出資者としての同族は、総有制の原則の下に自らの持ち分の自由な処分を制限されていた。
従って、封鎖的な全額出資により、出資者としての財閥同族は、一見すると、直接企業経営に介入しうる可能性が高く、また、介入すればその発言は絶対的な権力を持つ。
- このような可能性は近代的な会社制度以前の近世商人の時代からあり、宗竺遺書以来、三井家が同族の恣意的な経営への介入の防止に腐心してきた。
- この伝統は、財閥三井にも引き継がれていた。

ピラミッド型の組織の特徴

- 事業への介入を抑止する制度的な工夫のポイントは、重畳する組織の構造。
- 個々の同族は同族会に属しているが、同族会の意思は三井合名会社での専門経営者との合議によって経営方針に反映される。
- 彼らの何人かは昭和の初めまで各事業会社の名目的な社長などトップの地位を占めていたが、経営の実権を持つだけの経験も専門知識もなく、現場を熟知する専門経営者に全権を委ねていた。
- 彼らが直接事業経営に介入する可能性は、三井合名会社という緩衝帯の存在によってほとんど実効性を持たないものにされていた。橘川武郎氏によれば、専門経営者による「**所有の封じ込め**」

(橘川武郎『日本の企業集団』有斐閣 1996年 p.31)

専門経営者の覇権

- 「所有が封じ込め」により、財閥傘下の事業経営では、絶対に退出することのない安定的な株主の下で、専門経営者は長期的な視野で、自らの直面する現場からの発想で経営成果の改善に努めることになる。
- 従って、財閥系の企業では、専門経営者が経営を主導するような、アメリカで経営者資本主義と呼ばれた企業経営と同質の企業が成立する。

専門経営者の覇権

- それは同時に、株主の権限が弱く、経営者の果たす役割がきわめて大きい、第二次世界大戦後の日本にも共通する企業経営の特徴。
- 戦前と戦後で最大の相違点は、経営者の覇権を保証する安定株主が、戦前期には総有制の原則によって行動を制約されていた同族とその下にあった財閥本社であったのに対して、戦後には株主の安定性が株式の持ち合いによって維持されていることであろう。
- 江戸時代からの総有制的な事業経営の伝統は、近代に入ってから財閥の経営組織の原理として継承されることによって、経営の安定性・永続性を、出資者の恣意性の排除、事業資産の分散の防止、利益の内部留保による再投資資金の確保、専門経営者の登用などの方策を通して実現することになった。

Haruhito Takeda

出資者の責任と総有制

- 三井家憲の制定に関連して興味深いことは、家憲の草案に関するロイスレルというドイツ人法律学者の意見である。それは、三井家の顧問格であった井上馨の求めに応じたもので、ロイスレルは日本の商法・会社法の制定に功績のあった人物であった。

著作権処理の都合で、この場所に挿入されていた「ロイスレルの肖像画」を省略させていただきます。

ロイスレル

『図説日本の歴史 Vol.14』 p.237 集英社 1976年

出資者の責任と総有制

- 草案を検討したロイスレルは、三井家の「共有財産」に問題の核心があり、その「共有財産」の特殊性から発生する規定が、民法典などの導入されつつある西欧流の法制度と矛盾する点が多いと指摘している。
- 「共有財産」が「現在及過去ニ於テ決シテ家族一個人ノ私有ニ非ズ」と規定されていることに注目し、その所有権に関する考え方の本質な差異を理解したうえで、彼は、「共同財産」の維持・管理のために家憲によって同族の構成員の婚姻・相続・各自の経費の金額など「一身上ノ事項」に強い制限を設けることができるかどうかには疑問がある。
- 草案に盛られた考え方は、「かつての鎖国時代に適応してものでこれを現在実行しようとするれば成功は期待できない」、なぜなら「三井の家族といえども新しい思想を吸収し、新時代の趨勢を受け入れるようになる日が来るはずで、そうした家族に対して民法を越えるような規定を順守するように求めることは」、「成人した家族を未成年者と見なして成人として当然認められる権利を制限している」。

家族制度と商法の矛盾

- このように外国人の法律家からみれば、三井家の家産・事業の管理のあり方はきわめて特殊なもので、民法典等と両立しない考え方が含まれていた。
- 家族制度にかかわる条項については、当初の草案からみると家族制度を確立させる方向での民法典の整備が進められたが、そのような日本化の試みは商法などまでには及ばなかった。
- 近代化を急いだ明治政府の法制度の整備は、西欧的な法制度の導入によって実現したが、その結果として現実の経済社会に横たわっている慣習法的な考え方が、法令に反映されることは少なかった。
- そして、近代的な商事関係法規等と矛盾することを十分に認識したうえで、なお三井家は、自らが伝統として維持してきた事業に関する規範を保持するために、これを家憲として成文化し、同族員にその遵守を義務づけたのである。

Haruhito Takeda

永続性重視は日本の個性か

- A.H.コールの『経営と社会』（中川敬一郎訳、ダイヤモンド社、一九六五年）に紹介されている事例。
- D.S.ランデスの研究では、フランスの企業経営は、「生活目的そのものではなく、また企業経営の目的は、生産とかサービスといった独立的な理念に見出されるものでもない。企業経営は、家族とともに、また家族のために存在するものであり、企業経営にとっての名誉と富と声価は家族にとっての名誉と富と声望である」。

A.H.コール『経営と社会』（中川敬一郎訳 ダイヤモンド社 1965年）

- コールによれば、「相続という制度が存在するためであろうが、企業者活動の世界では、最近の社会の他のどういう活動分野におけるよりも、**家族の安定性ということが一段と大きな意味を持っている**」という。この捉え方は、ヨーロッパの歴史においては、「**企業経営活動が、家族の基礎を築くという目的のために追求され、また『維持された』**」ケースが数知れずある」と見なしていることに由来している。
- コールは、「一四～一五世紀のヴェニスでは、政治活動や所領での生活によって減少した財産を取り戻すために、三代目ないし四代目ごとにビジネスへ戻っていったというように言っている。イギリス、スウェーデン、ドイツの貴族の多くは、企業経営活動における成功から生まれた。しかし、貴族や土地所有を持ち出すまでもない。
- ラテン・アメリカのビジネスマンについて、次のようなことがいわれている。すなわち、彼らは一分野で成功を成し遂げた後にも、つづいて他の分野へ活動を移しながらビジネスに従事し続けるが、それは彼らの家庭のすべての子どもたちにそれぞれ独立の工場や店舗を残すことができるようにという理由のためなのである、と」。

A.H.コール『経営と社会』p.16（中川敬一郎訳 ダイヤモンド社 1965年）

Haruhito Takeda

- 発生史的に見れば、ほとんどの事業経営は個人企業であった。そうである限り、その経営者の「家族の安定性」が事業活動の重要な要素であったことは驚くに当たらない。
- 家業や家産の継続的な維持や発展を重視する日本の商人たちの事業観は、その点では何ら特別のものではない。むしろそうした現象は西欧社会にも広く観察される現象。
- 現在のベンチャービジネス論などで想定されるような、企業家個人の成功の問題は、こうした歴史の中では必ずしも決定的な要素ではなく、場合によっては二の次の問題であった。それにもかかわらず企業家個人の成功がこれほどまでに重視されるようになったのは、それなりの理由がある。
- この点を理解するためには、西欧社会といってもヨーロッパとアメリカではその様子がかなり違うことに注意して検討する必要がある。

ヨーロッパとアメリカの差異

- ド・シトウスキーという歴史家によると、イギリスでは、「封建貴族や地主貴族の存在が社会的規範を設定し、それを達成することが新興の資本家(企業者の)階級の野望となる」。19世紀のイギリスの企業家は、「そのビジネスや資産の大きさにおいてではなく、ハイ・ソサエティへの仲間入りを認められることによって、その競争者に優越しようとした。その種の野心が、産業的戦いの激しさを減殺し、莫大な時間とエネルギーと貨幣とをビジネスからそらせてしまった」。
- 同様の現象は日本でも、谷本雅之などの研究によると、各地の産業化のリーダーとして事業活動を拡大した実業家のなかに、経済的成功とともに地域社会での社会的・政治的な地位の向上に結びつく活動にエネルギーを割くような「地方名望家」が数多く見いだされると指摘されている。

富を基準としたアメリカ社会

- 他方、ド・シトウスキーによると、アメリカでは、「政治はほとんど社会的栄誉を担っておらず、社会的野望を満足させることもできなかった。東部の諸都市にビジネス・クラス自身によって打ち立てられた社会生活は、富を社会的格付けの唯一の基準とすることによって、貨殖を激励した」。こうして、アメリカのビジネスマンは、金儲けに、競争企業を打ち負かすことに、またその企業をより大きくすることに「彼の唯一の野望と慰みの対象を見出したのである」

A.H.コール『経営と社会』p.100(中川敬一郎訳 ダイヤモンド社 1965年)

- すなわち、「有閑階級の理論」の著者ヴェブレンのいう「顕示的な消費」が支配する社会がアメリカ。

Haruhito Takeda

- そのため、コールによれば、「米国においては、ともかくも一歩先んじている人物が民衆の英雄として有力であり、またそうした中で最も高い地位を与えられるのは、彼自身の事業活動によって極貧から巨富へ成り上がった人物である。ある意味で皮肉なこうした社会観はなにも米国の発明ではない。・・・しかし、この病気に対する米国の感染度はより深刻であり、ビジネスにおける成功で人をしのごうという欲望がこれほど熾烈であった国はほかにはない」

A.H.コール『経営と社会』p.101-2(中川敬一郎訳 ダイヤモンド社 1965年)

- このような英雄伝説については、現代のビル・ゲイツを典型的な事例として思い起こせば容易に理解できるであろう。立身出世は経済的な富の獲得と同義であり、それが徳目として重要な意味を他の社会よりも強く持っているところにアメリカ社会の特殊性・異質性が際だっているのである。

アメリカにおける経営者資本主義

- しかし、アメリカ社会でも、1950年代になると、経営史家トマス・C・コクランは、

一九五〇年代初期の「経営思想が教育、協調、人間的な諸関係を通じての成功を強調し、利己的個人主義、同業者とのあくどい取引、長期的安定を危うくするような高利益への欲求いっさいを否認したので、(この時代の)経営者の信条は取得的文化よりも政治的文化を重視する考え方へ向かって変化しており、また個人的な富よりもむしろ勢力と威信とをもたらすような地位の獲得を目的とする理論に向かって移行しつつある」

と指摘している。

- つまり、アメリカでも富の獲得だけを追究することに批判な思潮が生まれ、企業活動の目標が変化したことが観察されている。

アメリカにおける経営者資本主義

- その帰結として、「ひとたび主要目標が株主のための特別利潤から組織の繁栄へと移されると、新しい社会的調整の方向へ決定的な一歩が踏み出される。組織の永年存続を確保するために、組織を社会の一般的趨勢に最もよく適応させるにはどうすべきか、また組織はいかにして持続的に従業員への報償を増加し、その忠誠と士気とを保ちうるかという二点を主眼にして、計画は立てられることになる」

A.H.コール『経営と社会』p.71(中川敬一郎訳 ダイヤモンド社 1965年)

- これは「日本的経営論」の指摘に酷似する。

- このコクランの企業の見方は、「日本的経営論」の描く企業像に近いが、間違いなく、この評価は一九五〇年代のアメリカ社会の観察から生まれたものである。
- 「経営者資本主義」が資本主義経済のあり方として注目されていた時代には、アメリカでもこのように企業経営の永続性が重要なファクターになっていた。こうした状況を背景として、A.H.コールは、その主著『経営と社会』において、企業は「行き止まりのない無限性」open-endedness を持っており、「企業活動と関連する経営諸制度が一種の有機体的な一体性を持つ」ことを指摘している。

A.H.コール『経営と社会』p.13（中川敬一郎訳 ダイヤモンド社 1965年） Haruhito Takeda

時代と場所によって変わる企業観

- このような認識は、日本的な経営に対して批判的な最近の経済学が想定する企業観とは異なっており、そうした経済学が理想とするようなアメリカの企業のあり方が特定の時代の産物でしかないこと、同時に日本の企業のあり方が、とりわけ特殊な性格を持っているわけでもないことを示している。

- その意味では、何よりも「経営者資本主義」という用語が、アメリカの企業研究のなかで生まれたことに留意すべきであろう。現在のアメリカの企業観のもつ個性、とりわけ株主の復権といわれる企業認識が、これに先行する企業観の短所を克服した新しいあり方への挑戦を示すものであるのか、あるいは、企業にかかわる認識のアメリカ的特異性にすぎないのか、あるいは飽くなき富の追究という歴史への回帰であるか——皮肉な言い方をすれば、アメリカがもっとも深刻に感染してしまった病気がぶり返してしまったものに過ぎないのか——は、議論の余地がある。それが、仮に進化の証だとしても、恐竜やマンモスのような滅亡にいたる進化のプロセスの入り口ではないとは、断言できないのである。